

中野区議会区民委員会〔平成28年11月30日〕

区民委員会会議記録

○開会日 平成28年11月30日

○場所 中野区議会第2委員会室

○開会 午後1時00分

○閉会 午後3時01分

○出席委員（8名）

中村 延子委員長

加藤 たくま副委員長

渡辺 たけし委員

羽鳥 だいすけ委員

高橋 かずちか委員

小林 ぜんいち委員

市川 みのる委員

むとう 有子委員

○欠席委員（0名）

○出席説明員

区民サービス管理部長 白土 純

区民サービス管理部副参事（区民サービス担当） 吉村 恒治

区民サービス管理部副参事（情報システム担当） 中谷 博

区民サービス管理部副参事（戸籍住民担当） 伊藤 正秀

区民サービス管理部副参事（税務担当） 杉本 兼太郎

区民サービス管理部副参事（保険医療担当） 渡邊 健治

区民サービス管理部副参事（介護保険担当） 古川 康司

環境部長 戸辺 真

環境部副参事（地球温暖化対策担当） 鳥井 文哉

環境部副参事（ごみゼロ推進担当） 波多江 貴代美

清掃事務所長 滝瀬 裕之

環境部副参事（生活環境担当） 浅川 靖

○事務局職員

書記 田中 寛

書記 遠藤 良太

○委員長署名

審査日程

○議案

第94号議案 中野区特別区税条例の一部を改正する条例

第95号議案 中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

○所管事項の報告

- 1 平成29年度予算で検討中の主な取り組み（案）について（区民サービス管理部、環境部）
- 2 平成29年度以降の給与所得等に係る特別区民税・都民税の特別徴収税額通知について（税務担当）
- 3 集団回収事業者の不正行為について（ごみゼロ推進担当）
- 4 中野区における物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例に盛り込むべき主な内容について（素案）（生活環境担当）
- 5 国による羽田空港機能強化に係る今後の情報提供について（生活環境担当）
- 6 その他
  - (1) マイナンバーカードの交付状況について（戸籍住民担当）
  - (2) 窓口利用状況案内システムの運用開始について（戸籍住民担当）

○地方都市行政視察について

○所管事務継続調査について

○その他

委員長

定足数に達しましたので、区民委員会を開会します。

（午後1時00分）

今、委員のほうから御質問ありました3点のうち2点、最初と最後のほうはちょっと所管外になりますので、真ん中の介護人材の育成のところを御説明させていただきたいと思います。

介護人材の育成に関しましては、現在、区は育成といたしましてさまざまな介護従事者に対する研修を行っているほか、あと介護職員の初任者研修、それから実務者研修の研修受講料の助成、それとあと介護福祉士の国家資格の受験料というところに助成を行っているところでございますけれども、これ、第3回定例会でも御報告させていただいた中で、平成29年4月、来年の4月に要支援1の方が利用している介護予防の訪問サービスが、現在の予防給付からこれから新総合事業に移行する際に、新たに基準を緩和した生活支援に特化をいたしました訪問サービスの提供を開始いたします。この緩和基準の担い手を新たに養成することで、将来介護サービスに資格を持って従事する人材の裾野を広げたいというふうに考えているものでございます。

渡辺委員

一つ、さっきの質問のちょっと確認なんですけど、値段が上がると言ったかった、ネット回線のセキュリティ向上で。ちょっと現状の費用と切り替えた後の月額費用とか、もしわかるのであれば具体的な数字を教えてください。

中谷区民サービス管理部副参事（情報システム担当）

上乗せになる部分につきましては、今、東京都のほうで金額の精査、負担金の精査を行っているところでして、予算編成の最中ということでもございますので、ちょっと具体的な金額は予算の中で、全体の中でお示しさせていただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長

なければ、以上で本報告について終了いたします。

次に、2番、平成29年度以降の給与所得等に係る特別区民税・都民税の特別徴収税額通知についての報告を求めます。

杉本区民サービス管理部副参事（税務担当）

それでは、平成29年度以降の給与所得等に係る特別区民税・都民税の特別徴収税額通知につきまして御報告いたします。（資料5）

初めに、事案の概要でございます。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴いまして、国から地方自治法第245条の4に基づきまして、特別徴収義務者に対して発出する通知への納税義務者の個人番号の記載に関する技術的助言がございました。

しかしながら、特別徴収税額通知への個人番号の記載は、郵便物の紛失等による情報漏えいのリスクがあること、また個人番号を記載し、簡易書留で郵送する場合には郵送料が増大するとともに、受け取りまでに日数を要し、特別徴収義務者による徴収事務に支障を来すおそれがございます。

したがいまして、区の対応といましましては、以下のようにいたします。

ア、区が個人番号を保有している納税義務者については、アスタリスクを印字します。

イ、区が個人番号を保有していない納税義務者については、空欄といたします。

ウ、特別徴収税額通知に区の対応に係る説明を記載し、特別徴収義務者からの求めがあったときは、個人番号を記載した資料を簡易書留で郵送いたします。

平成29年度以降の特別徴収税額通知につきましては、こうした取り扱いを行った上で、普通郵便で発送いたします。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

羽鳥委員

先日の閉会中の委員会で私が質疑した際には、個人情報保護や通知おくれの懸念などの観点から再検討するというふうな段階でしたが、今回は通知書に個人番号を載せないということにしたということで、区の姿勢を評価したいと思います。

その一方で、ちょっと懸念をされることを何点かお伺いいたします。

3の（1）、区の対応、この（1）の特別徴収税額通知への個人番号の印字、このウの特別徴収税額通知に区の対応に係る説明を記載し、特別徴収義務者からの求めがあったときは個人番号を記載した資料を簡易書留で郵送するということなんですけれども、まず、「求めがあった際」というふうに言われているんですけども、どのようにして求めがあった人を特別徴収義務者であると判断するんでしょうか。

杉本区民サービス管理部副参事（税務担当）

事前に当初課税の際に、相手先の給与支払い報告書というものを各特別徴収義務者から提出をしていただきます。そこの総括表ということで、一番最初のページのところに、御担当の部署ですか氏名ですか、こうしたものが記載されています。そうしたものと突合することによって、本人確認を行います。

羽鳥委員

その求めというのは、具体的に窓口に来られた際に判断するのか、それとも電話などでも対応可能とするんでしょうか。

杉本区民サービス管理部副参事（税務担当）

双方あろうかと思います。しかしながら、電話での対応ということの場合には、その場でお知らせをするのではなく、折り返し電話をする等の対応を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

羽鳥委員

この前の委員会の際には指摘させていただいたんですけども、もし区からそういう——まだ仮に載せた段階での懸念事項として指摘させていただいたんですけども、区からお知らせをされた個人番号、初めて事業者が知ったとします。それで、その特別徴収の税額の事務だけに使えば、それはまだ法違反とはなりませんが、それ以外の事務に使った場合、法違反の可能性が出てくるということを指摘させていただきました。今回、空欄がある、そして事業者が知りたいと求めがあったというときに、区からお知らせをします。そのお知らせを区からした後、事業者がほかの事務に使わないというふうなことをどういうふうにして担保をするのでしょうか。

杉本区民サービス管理部副参事（税務担当）

当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用するというふうに番号法の中でも規定されてございますので、これに基づきまして、区としては、もし求めがあった場合には個人番号をお知らせするというものでございます。

羽鳥委員

いろいろと区からなどは——やっぱり事業者などからは、事務のために個人番号を教えてくださいというふうに従業員の個人番号を収集されていると思います。その上で、やはり個人番号を伝えていないということですから、その従業員、労働者にしてみれば、教えたくないというふうな事情もあると推察をされます。そういった中で、従業員のあざかり知らぬところで区から求めに応じて教えるというのは非常に問題があるんじゃないのかなというふうに思います。これは要望にしますが、このウの方針については、再検討して、求めがあった場合でも、従業員から教えられていなければ教えません、教えられませんというふうにするべきであると思います。

もう一つ質問をさせていただきますが、あと、今回のような事態というふうなのは、ひな形が総務省から示されているものですから、他区でも同様の事態が発生すると思われます。この前の委員会でも質問させていただきましたが、やっぱり区長会であるだとか、市長会などを通じて、国に対して、通知書への個人番号の記載をやめるように求めるべきではないでしょうか。

杉本区民サービス管理部副参事（税務担当）

前回の委員会でも答弁いたしましたが、23区の課長会として、総務省に対してそうした旨の要望は行ったというところでございます。

むとう委員

今のお話だと、要望したんですね。課長会で要望はした。要望したことについての、要望だから回答は来ないんですね、国から。

杉本区民サービス管理部副参事（税務担当）

それに対しての総務省からの回答としましては、個人番号を事業者と行政とで共有することは意義のあることだと。なので、推進してほしいという旨の回答を得てございます。

むとう委員

推進してほしいと、国の立場だったらそういう——これを進めているわけですから、当然の回答と言えば回答なんだけれども、でも、課長会では要望したわけで、要望内容と食い違う回答をいただいたわけだけれども、そこで終わりですか。

白土区民サービス管理部長

これに関しては、自治法に基づく技術的助言でございます。それに、この事務に関して、どのような取り扱いをするかというのは各自治体の判断、決定すべき事項ということでございますので、区といたしましては、国の技術的助言を踏まえて、このような取り扱いを決定したということでございます。

むとう委員

言っても仕方ないんですが、私も羽鳥議員と一緒に、本人の了解がないところで伝えられてしまうというのは、私もちよつと不本意なので、できましたらそこはそういうことのないように、求めがあつたときに本人の意向確認ぐらいはできるものであればしてほしいというのを要望しておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長

なければ、以上で本報告について終了いたします。

次に、3番、集団回収事業者の不正行為についての報告を求めます。

波多江環境部副参事（ごみゼロ推進担当）

それでは、私のほうから、集団回収事業者の不正行為について御報告させていただきます。（資料6）

町会等集団回収実践団体が回収委託をする集団回収事業者が、古紙回収量を水増しし、不正に利益を得ていたことが判明したので、当該集団回収事業者の不正行為の概要と区の対応について報告をいたします。

1、概要です。

（1）古紙回収量の水増しの発覚。区が平成28年2月に、平成27年の古紙回収量を確認したところ、平成26年から27年にかけて古紙回収量が大幅にふえた集団回収実践団体（以下「当該集団回収実践団体」という）があり、いずれも同一の集団回収事業者（以下「当該事業者」という）が回